

給水装置工事事業者 指定申請書関係提出書類一覧表

	申請書 (様式1)	機械器具 調 書 (別表)	誓約書 (様式2)	変更届 (様式4)	廃止・休止 ・再開届 (様式5)	主任技術者 選任・解任 届 (様 式6)	機械器具 の写真	会社の 定 款	登記事項 証明書	住民票 の写し	主任技術 者 免状 の写し	※指定更 新時確認 事項
法人 ※各申請書に記名押印してください。												
新 規	○	○	○				○	○	○		○	
更 新	○	○	○					○	○		○	○
名称及び所在地変更			○	○				○	○			
代表者変更			○	○				○	○			
主任技術者変更						○					○	
廃止・休止・再開					○							
個人 ※本人(代表者)が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください。												
新 規	○	○	○				○			○	○	
更 新	○	○	○							○	○	○
名称及び所在地変更			○	○						○		
代表者変更			○	○						○		
主任技術者変更						○					○	
廃止・休止・再開					○							

新たに追加された更新時における「指定更新時確認事項」について

※「更新時に確認することが望ましい事項」として、「水道事業者におかれては、指定給水装置工事事業者による指定更新の申請時に、事業の運営に関する基準（改正水道法第 25 条の 8 及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 36 条）に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認すること。具体的には、指定給水装置工事事業者への講習会の受講実績、業務内容、技能を有する者の従事状況等について確認し、その確認結果によっては、指定給水装置工事事業者に対し、運営基準に基づく適切な事業運営、講習会の受講や技能を有する者を従事又は配置するよう助言及び指導に努められたい。」と、令和元年 6 月 26 日付の厚生労働省水道課長通知がなされたため「指定更新時確認事項」の提出が必要です。